

# 大瀧村役場からのお知らせ

令和8年2月20日

## 引っ越しをされる方へ

入学・就職・転勤等による引っ越しで、住所を異動される方は、「**正確な住所の届出**」が必要です

### 住民票の異動が重要な理由

- 住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- マイナンバーカードには、最新の住所を記載する必要があります。引っ越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続きを行ってください。

### ◎ 他の市区町村に転出・転入する場合

#### オンライン届出 (推奨)

マイナポータル利用

**おすすめ**

#### ①【転出前】引っ越し前の市区町村

マイナポータルからオンラインで転出届を提出  
窓口不要!

#### ②【14日以内】引っ越し先の市区町村

マイナンバーカードを提示し転入届を提出

#### ポイント

転入手続きの来庁予定の連絡ができます※1

#### 窓口での届出

#### ①【転出前】引っ越し前の市区町村

転出届を提出し転出証明書を受け取る※2

#### ②【14日以内】引っ越し先の市区町村

転出証明書を添えて転入届を提出※3

#### マイナンバーカード所有者

※2 転出証明書の受取不要

※3 マイナンバーカードを提示

### ◎ 村内で転居する場合

#### ①【転居した日から14日以内】村の窓口

転居届を提出する(来庁予定の連絡が可能※1)



引っ越し手続きについて | 引っ越し | マイナポータル  
[https://myna.go.jp/html/moving\\_oss.html](https://myna.go.jp/html/moving_oss.html)



引っ越し手続きオンラインサービス | デジタル庁  
[https://www.digital.go.jp/policies/moving\\_onestop\\_service](https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service)

マイナンバーカードをお持ちの方は必ず持参してください(最新住所の記載に必要)

正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

## お問い合わせは

大瀧村役場 福祉保健課 TEL.0185-45-2114 FAX. 0185-45-2162